監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第１９条第４項及び同法第３８条第２項の規定に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の令和７事業年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ　監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱等に基づき実施された当該事業年度の監査内容を踏まえつつ、理事長、理事、各事業部等及びその他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、情報・研修館の事務所又は監事の事務所等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、必要に応じて説明を求めた。また、事業報告書の一部（会計に関する部分以外）に関しては、情報・研修館の事務所における実地監査ではなく、監事の事務所等において確認する形式で監査を実施した。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ　監査の結果

１　情報・研修館の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

情報・研修館の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

２　情報・研修館の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書及び役員会規程の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する情報・研修館の理事長の職務の遂行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

３　情報・研修館の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

４　財務諸表等についての意見

財務諸表等は、情報・研修館の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

５　事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、情報・研修館の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ　独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

意見なし

令和８年６月２５日

独立行政法人工業所有権情報・研修館

監事　　江村　克己

監事　　三谷　香